

第117回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和3年10月6日(水)

開催場所：Web会議及び大阪府咲洲庁舎23階中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)ドラッグコスモス太子店(太子町) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
(仮称)ジョーシン新高石店(高石市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)羽曳野市西浦複合商業施設計画 (羽曳野市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)東大阪市神田町計画(東大阪市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。

ポップタウン住道(大東市)

【変更】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。

ニトリモール東大阪(東大阪市)

【変更】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。